

浜名湖ボート事故

「転覆は想定せず」

公判で元校長が証言

浜松市北区の浜名湖で二〇一〇年、野外活動中のボートが転覆し、愛知県豊橋市章南中一年西野花菜さん(当時二二)が死亡した事故で、業務上過失致死罪に問われた宿泊研修施設「静岡県立三ヶ日青年の家」元所長檀野清司被告(五七)の公判が一日、静岡地裁であつた。当時、生徒を引率した元校長の男性が証人として出廷し「学校側で訓練の中止基準は設けていなかつ

た。転覆事故やえい航の可能性は想定していなかった」と証言した。

元校長は「出航の最終決定は所長だと思っていた。海のプロである施設側に任せていた」と主張。出航前、湖面に白波を見たことを証言し、荒天時に備えて訓練は浜名湖の中央ではなく、沿岸寄りを進むコースを取ることを確認したと明かした。弁護人や裁判官から「天候に不安を感じていたのではないか」と聞かれると「天候は悪化しないと思っていた」と述べた。

公判後、花菜さんの父友章さん(五六)=豊橋市=は「子どもを引率する安全意識が欠けている。天候に不安を感じていたなら、中止の声を上げてほしかった」と訴えた。友章さんは三十日の次回公判で遺族として証言する。